

令和3年度 第2回大田区障がい者差別解消支援地域協議会 議事要旨

日 時：令和4年1月27日（木）13時30分から14時30分まで

出席者：荒木委員、石渡委員、川崎委員、閑製委員、菊地委員、小堀委員、
佐藤委員、志村委員、杉山委員、鈴木委員、砂岡委員、曾我委員、
高橋委員、長尾委員、中原委員、堀江委員、松本委員、宮澤委員、
宮田委員、山田委員、吉田委員（五十音順）

1 開会

2 会長挨拶

3 議題

(1) 区における障がい者差別に係る相談状況（令和3年度上半期分）

障害福祉課長が資料1及び資料2に基づき説明

(松本委員) 資料1整理番号2及び3のように、都度対応を行っていくことは各部署での理解が広まり大変有意義である。

マスク着用が難しい方がいることも広く周知し、対応が難しいケースは、個別に考えていくことが必要であると思う。

どういうところで困っているのか、どういうことが必要なのか、区民や都民に広報していただきたい。

(堀江委員) 資料1整理番号3について、相談者はヘルプマークを携帯していたとあるが、マスク着用ができない意思表示のマークはつけていたのか。

また、対応した職員はフェイスシールド等の提案はしたのか。このような対応が出来れば問題も大きくならなかったのではないか。

(障害福祉課長) 缶バッジ等のマスク着用ができない意思表示のマークはつけていなかったケースである。今後は先を読んだ対応をするよう、当該職員へ指導を行ったという報告を受けている。

(堀江委員) 最終的に相談者は、図書館での用事を済ませることができたのか。

(障害福祉課長) 用事は終えたが、配慮のない対応をされたことに対し、メールをいただいた事例である。

(堀江委員) 用事を終えられたということであれば、備考欄等に結果まで記した方がよいのではないか。

(障害福祉課長) 次回からは追跡の部分含めて記載を行っていく。

(志村委員) ヘルプカードは当事者が自分の困難さを周囲に伝える役割もある。携帯していれば何でも配慮をしてもらえるのではないことを当事者の皆様にもご理解いただければと考える。また、見ただけでは分からないことは、やはり伝えていく努力も大事なのではないかと考える。本協議会でもこのような啓発を行っていききたい。

(石渡会長) コロナ禍で大変な時期であるが、障がいがある方たちの新しい力を発見する機会にもなったと思っている。マスク着用が難しい方に対して、様々な工夫を支援者が行うことで、発達障がいの感覚過敏の方がマスクをつけられるようになったという話も聞いている。

(砂岡委員) 区が作成したマスク着用ができない意思表示の缶バッジは、障がい者団体、福祉施設、障がい者施設等を通じて配布を行ったのか。

また、缶バッジははねぴよんのイラストが入ったデザインであるが、一般的には、犬のマークがついたブルーのマークが普及しているため、一目見て分かるようなマークに統一したほうがよいのではないかと。

(障害福祉サービス推進担当課長) 缶バッジは数に限りがあったため、施設全員への配布は行っていない。一方で、缶バッジをつけることの是非も非常に難しい判断であった。意思表示を希望されない方もいることを考慮し、限られた個数を窓口で配布する形とした。

大田区ならではのマークということではねぴよんのマークを採用した。再度作成するかは未定であるが、作成する場合はデザインについて検討する必要があると感じた。

(砂岡委員) 意思表示を希望されない方もいるが、もっと広く周知を行った方がよいと思う。

(2) 区の相談事例と全国の報道事例及び区の実践について

障害福祉課長が資料3に基づき説明

(川崎委員) 診療拒否について、コロナ禍において、精神科病院では本当に大変な思いをしたと院長から伺った。感染者の転院先に精神科の医師を派遣する等、病院側の不安を軽減する配慮を行わなければならない。これを機に今後のことを考えていけたらと思っている。

施設コンフリクトについて、近隣住民へ施設のことや障害者差別解消法について説明をしても、理解がされず嘆かわしいと感じる。

私どもの活動として、精神障がいのある方が就労している店に地域の方を招き、関わり合う中で精神障がいの理解を広めていくということを行っている。近隣の高齢の方や近くの学校の児童が訪れ、和気あいあいとしている。ぜひこのような活動を進めていただきたい。

(石渡会長) 横浜市では施設コンフリクトを機に、精神障がいのある方のグループホームについて、DVDや映画を作成し理解を広めていた。

(鈴木委員) 大田区の YouTube にて公開されている手話ドラマ「明日へ。」は内容も分かりやすいため、紹介する機会をつくっていききたい。本協議会等を活用し、発信をしていききたいと思う。

新井宿福祉園のお祭りでは、まちのプロジェクトの一環として、思いやり強化月間を行った。困りごとを感じている方等を助けられる人が助けていこうではないかと。障害者差別解消法や合理的配慮という言葉は、一般の方からすると馴

染みがない。差別はいけないということではなく、思いやりを持っていこうという伝えの方がよいのではないか。このような活動は今後、年間を通してやっていこうと話をしているところである。

(障がい者総合サポートセンター次長) 手話ドラマ「明日へ。」は、現在、再生回数は3万回以上である。今後も周知を進めていきたい。

「思いやり強化月間」や合理的配慮の言葉に関する取組み等、一緒になって取り組んでいきたい。

(志村委員) 自立支援協議会の防災部会において、防災訓練等で町会・自治会を回るとき、町会・自治会の方々は、まちのみんな楽しくつながり合っていくことを目指している。「障がい」として括る必要があるのか疑問に感じるところはある。

ヘルプカードは自分を示すツールになればいいと思っている。差別は語りづらい話題ではあるが、法律ができたから区がやるべきということではなく、本協議会委員等が主体となり、取組みの発信等を行っていく必要がある。

防災部会は権利擁護も考えたく、防災あんしん部会と銘打ち、当事者委員中心に、差別とは何か等話せる場面をつくっていきたくと考えている。本協議会も公開性を持ち、地域の良い取組みを吸い上げ、発信して行ってほしい。

(杉山委員) 養護学校で差別の授業をしてもらいたい。暴力や暴言を受けた時は助けを求められるが、差別は相談していいか分からない。相談場所も分からない。

授業でこのようなことを言われたら差別に該当するということや悩んだときの相談先も示してもらいたい。

(障害福祉課長) 授業の出張先については検討を行っていく。

(砂岡委員) 別紙6 おおた区報「障がい特集号」の問合せの電話番号は市外局番の03をつけたほうがよいのではないか。

(障害福祉課長) 区報の基準に沿った表現になっていると思われる。広報担当と調整を行う。

4 事務連絡

障害福祉課長が資料4-1、4-2に基づき説明

(石渡会長) 要綱改正及び会議全体を通して質問や意見があれば伺いたい。

(宮田委員) 差別している方たちは、差別しているという感覚がないまま発言されている。地道な活動ではあるが、法律がある以上、一つずつご理解をいただきたいと感じる。

ヘルプカードは自分を示すツールであるが、何を示しているかは、ご本人の自助努力もある程度必要と考える。自分の障がいを周囲に明らかにしたくない方もいるが、困っていることを発信しやすい世の中に変えていくことも、障害者差別解消法の役割ではないかと感じた。

(川崎委員) 東京新聞に精神障がい者の運賃割引の導入が遅れているという記事が掲載されていた。

精神障がい者が障がいとして位置付けられたのは、障害者基本法からであり、他の障がいよりも遅れての位置付けとなった。しかし、他の障がいと同様に制度を利用していきたい。鉄道会社に直訴に行ったこともあるが解決には至っていない。

精神障がい者が通院や社会的な活動をするに当たり、鉄道を利用する機会はある。都営地下鉄は運賃割引を行っているが、他の鉄道会社は行っていないところが多い。差別ではないが、精神障がいは何となく区別されているように感じる。医療費や交通費等、制度の遅れから大変な思いをしている方がいることを知っていただきたい。

5 福祉部長挨拶

6 閉会